

# 平成 28 年度第 1 回永田浜ウミガメ保全協議会

日時：平成 28 年 11 月 29 日(火)19:00～

場所：永田区公民館

## 議事次第

1. 開会
2. 議事
  - 1) 前年度会議の概要
  - 2) 永田浜のウミガメに関する活動報告
    - (1) 永田浜ウミガメ保全協議会 事務局
    - (2) 環境省
    - (3) 永田ウミガメ連絡協議会
  - 3) 永田浜を含めた屋久島全島についての報告  
屋久島町
  - 4) 検討事項
    - (1) 放流会と観察ルールについて  
事務局
    - (2) 観察会の外国人対応について  
事務局
  - 5) 次回協議会の議題と内容
  - 6) その他
3. 閉会

### 《会議資料》

- ・資料 1 平成 27 年度永田浜ウミガメ保全協議会の概要について【事務局】
- ・資料 2-1-1 ウミガメ保護のための保護柵の設置について【事務局】
- ・資料 2-1-2 平成 28 年度 永田浜における夜間研究・取材連絡の届出【事務局】
- ・資料 2-2 ウミガメ繁殖期における永田浜の利用適正化業務（MW 事業）の報告【環境省】
- ・資料 2-3-1 ウミガメ観察会の実施報告【永田ウミガメ連絡協議会】
- ・資料 2-3-2 平成 27 年度のウミガメ観察会協力金の収支報告【永田ウミガメ連絡協議会】
- ・資料 3 ウミガメ保護監視業務の報告【屋久島町】
- ・資料 4-1 放流会のルール上の取り扱いについて【事務局】
- ・資料 4-2-1 英語版ルールガイドについて【事務局】
- ・資料 4-2-2 ウミガメルールポスター（英語版）【事務局】
- ・資料 5 次回（平成 28 年度第 2 回）協議会の議題と議論する内容について

出席者 ※敬称略

| 組 織                 | 役 職     | 氏 名   |
|---------------------|---------|-------|
| 永田ウミガメ連絡協議会（永田区）    | 会長      | 野村 吉晴 |
|                     | 副会長     | 渡邊 恒雄 |
|                     | 事務局長    | 渡辺 繁男 |
|                     | 会計      | 吉村 保子 |
| 公益社団法人屋久島観光協会       | 会長      | 松本 毅  |
| 財団法人 屋久島環境文化財団      | 事業課長    | 川東 眞稔 |
|                     | 主査      | 泉 隆一  |
| 屋久島町環境政策課           | 課長      | 矢野 和好 |
|                     | 主任      | 岩川 遼太 |
|                     | 主事      | 鹿島 大夢 |
| 鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所総務企画課 | 主幹      | 吉原 隆  |
|                     | 専門員     | 池田 政志 |
| 環境省屋久島自然保護官事務所      | 首席自然保護官 | 田中 準  |
|                     | 自然保護官   | 大嶋 達也 |
|                     | 自然保護官補佐 | 水川 真希 |

## 永田浜ウミガメ保全協議会規約

### (目的)

第1条 北太平洋最大のアカウミガメ産卵地であり、屋久島国立公園の重要な地域としてラムサール条約湿地に登録されている永田浜において、ウミガメの保護及びその産卵・ふ化環境の保全と、当該地域の適正な利用のあり方を検討することを目的とし、永田浜ウミガメ保全協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 永田浜ウミガメ観察ルールの作成及び変更
- (2) 永田浜におけるウミガメの保護及びその産卵・ふ化環境の保全に関する事項
- (3) その他目的達成のために必要な事項

### (構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる関係機関及び団体により構成する。

### (役員)

第4条 協議会には会長1名を置き、別表1に掲げる協議会構成機関及び団体の互選によりこれを定める。会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 会長は任務を総理する。

### (運営)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、環境省屋久島自然保護官事務所が務める。

### (その他)

第7条 協議会は、永田浜の適正な利用を図り、ウミガメの産卵・ふ化環境を保全するため、屋久島町エコツーリズム推進協議会との連携・協力を図る。

第8条 この規約に定めのない事項で協議会の運営に必要なものについては、別に定める。

附 則

この規約は、平成21年12月9日から施行する。

この規約は、平成25年2月25日から施行する。

この規約は、平成28年3月31日から施行する。

別表1 協議会構成機関及び団体

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 永田ウミガメ連絡協議会     |                |
| 公益財団法人屋久島環境文化財団 | 公益社団法人屋久島観光協会  |
| 屋久島町環境政策課       | 鹿児島県屋久島事務所     |
| 鹿児島県自然保護課       | 環境省屋久島自然保護官事務所 |